

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
の翌日)

◇告 示

目 次

- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 計量器定期検査の実施
- 飼料の分析検査の概要
- ピロプラズマ病検査等の実施
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 土地の用途廃止

告 示

鳥取県告示第三百五十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

より、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十五年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日
伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七の三	皮膚科、泌尿器科	伊藤 文利	昭和四十五年五月一日
大家 医院	鳥取市吉方町二〇二丁目四一〇	内科、外科、呼吸器科、循環器科	大家 隆金	昭和四十五年五月九日
大塩内科医院	鳥取市若桜町四九	内科	大塩 令二	昭和四十五年五月九日
車尾診療所	米子市車尾九〇四	内科、小児科	長谷川柳三	昭和四十五年五月一日
渡 辺 医 院	米子市大篠津町一、五五二	内科、外科	渡辺惣之助	昭和四十五年五月九日
井上内科医院	米子市中島三三二の五	内科、小児科	井上 淳一	昭和四十五年五月一日
遠藤 医 院	八頭郡智頭町郷原	内科、外科、産婦人科	遠藤 順三	昭和四十五年五月九日
大 谷 医 院	八頭郡若桜町大字若桜七九四	外科、内科、小児科	大 谷 明	昭和四十五年五月一日
木山齒科医院	米子市加茂町一丁目三一	齒科	木山 威宏	昭和四十五年五月一日
岸田齒科医院	境港市京町四二	〃	岸田 実	昭和四十五年五月六日
三代齒科医院北条分院	東伯郡北条町弓原	齒科	三代 一成	昭和四十五年五月一日
上田耳鼻咽喉科医院	倉吉市山根四八八の一	耳鼻咽喉科、気管食道科	上田 博昭	昭和四十五年五月一日

鳥取県告示第三百五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十五年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
芳田 典子	米子市東山町五八 郵政官舎	鳥薬 第二四七号	昭和四十五年四月二十七日
那須 吉郎	米子市西三柳 一九三八	鳥医 第一五〇四号	"
嘉本 崇也	米子市皆生一四八〇 山陰労災病院公舎	鳥医 第一五〇三号	"
竹内 隆	米子市角盤町四丁目 一二八	鳥医 第一五〇五号	"

鳥取県告示第三百五十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年度政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
伊藤皮膚・泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七の三	昭和四十五年五月一日
上田耳鼻咽喉科医院	" 山根四八八の一	"

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
伊藤皮膚・泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七の三	全国	昭和四十五年五月一日
上田耳鼻咽喉科医院	" 山根四八八の一	"	"

鳥取県告示第三百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規

定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国薬第二四七号	芳 田 典 子	昭和四十五年四月二十七日
鳥国医第一五〇三号	嘉 本 崇 也	"
" 一五〇四号	那 須 吉 郎	"
" 一五〇五号	竹 内 隆	"

鳥取県告示第三百五十六号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、境港市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十五年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時 検査区域 検査場所

六月 十七日 午前九時三十分から
午後三時三十分まで

境港市 境公民館

" 十八日 "

" " "

" 十九日 午前九時三十分から
午後三時まで

" " "

" 二十二日 午前十時から
午後三時まで

外江公民館

" 二十三日 "

渡 "

" 二十四日 "

中浜 "

" 二十五日 "

余子 "

" 二十六日 "

上道 "

" 二十九日 "

境 "

鳥取県告示第三百五十七号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十五年一月及び二月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	飼 料 の 名 称	登 録 番 号	検 査 結 果		粗たん白質	粗 脂 肪	粗 繊 維	粗 灰 分	収 去 年 月 日 及 び 特 記 すべき 事 項
			成	分					
坂出市駒止町1丁目4番25号 日本農産工業株式会社 坂出工場	マルエイ印成鶏飼育用 完全配合飼料 さつき	69TD第286号	16.0	2.0	6.0	12.5	昭和45年1月30日 米子市稚町2丁目138 有限会社 江畑商店		
			17.2	2.8	3.6	6.7			
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社	カネニ印完全配合飼料 成鶏飼育用 ニューカネニマツシユ	6008	16.0	2.5	7.0	11.0	昭和45年2月20日 米子市目久美町173 高野令一商店		
			16.7	4.5	2.3	8.1			
カネニ印完全配合飼料 幼豚育成用 ベーコンジュニア	カネニ印完全配合飼料 大雑用	4461	15.0	2.0	6.5	9.0			
			15.0	3.8	3.4	5.4			
カネニ印完全配合飼料 若豚育成用 カネトン	カネニ印完全配合飼料 成種豚用	5954	14.0	3.0	7.0	10.0			
			14.0	3.9	3.3	5.4			
カネニ印完全配合飼料 成種豚用	カネニ印完全配合飼料 成種豚用	5298	14.0	1.5	7.5	10.0			
			14.0	4.2	4.4	8.5			
カネニ印完全配合飼料 成種豚用	カネニ印完全配合飼料 成種豚用	4387	16.0	1.5	8.0	10.0			
			16.0	5.2	4.6	4.7			

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中、上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	飼 料 の 名 称	表示区分	検 査		結 果		収 去 年 月 日 及 び 特 記 すべき 事 項
			粗たん白質	粗 脂 肪	粗 纖 維	粗 灰 分	
境港市外江町3743 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料 スタート	表	17.0	2.5	5.0	7.0	昭和45年 2月20日	
		17.3	3.1	2.9	4.6		
		15.0 15.9	2.5 3.8	6.0 8.1	7.0 4.7		
くみあい配合飼料 スピード	表	14.0 15.0	2.5 3.3	6.0 8.3	7.0 4.7		
くみあい配合飼料 ゴール	表						

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を付した飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥 取 県 告 示 第 三 百 五 十 八 号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十五年五月十九日

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法
 - 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
 - 2 だに駆除 アズントール散布

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十五日	郡家町	平木山放牧場
〃 二十七日	国府町	美敷
〃 三十日	岩美町	唐川
六月 二日	船岡町	船岡
〃 二十四日	郡家町	平木山
〃 二十五日	国府町	美敷
〃 二十六日	岩美町	唐川
〃 二十七日	船岡町	船岡
〃 四日	名和町	神田
〃 五日	大山町	香取検診場
〃 八日	岸本町	大山放牧場
〃 十八日	名和町	神田
〃 二十四日	大山町	香取検診場
〃 二十九日	岸本町	大山放牧場
〃 八日	溝口町	大内検診場
〃 九日	〃	金屋谷、岩立
〃 十日	江府町	太平洋
〃 十一日	〃	栗尾
〃 十二日	〃	下蚊屋
〃 十五日	日野町	板井原
〃 十六日	日南町	大草山
〃 十七日	〃	上坂、福栄

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

〃 十八日 大菅

〃 十九日 細屋、笠木

鳥取県告示第三百五十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字榊水高原一〇六九の五三、一〇六九の五六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

鳥取県告示第三百六十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年五月十四日から用途廃止した。

昭和四十五年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市商栄町一八三ノ二番地先から	三四八・五四	道路敷
〃 一九〇ノ二番地先まで	二三一・五五	〃
〃 一八三ノ一番地先から		
〃 一七七ノ一番地先まで		